

平成30年12月26日

埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会の開催について

県南中央交通圏については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、延長の指針3.に該当しているため、指定期間の延長（2020年3月31日まで）について、協議会としての判断を求める通知が関東運輸局長からありました。

つきましては、指定期間延長の可否について当協議会として審議を行うため、「埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会」を下記の通り開催しますのでお知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として参画希望の方は、開催日の30日前（1月18日・金曜）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日 時 平成31年2月19日（火） 14:00～
2. 場 所 さいたま市浦和区高砂3-12-24
「埼玉教育会館」 201号室 (地図参照)
☎048-832-2551
3. 予定している議題 (1) 埼玉県県南中央交通圏特定地域の指定期間の延長について
(2) 適正化・活性化のフォローアップについて
(3) その他

【問い合わせ先】

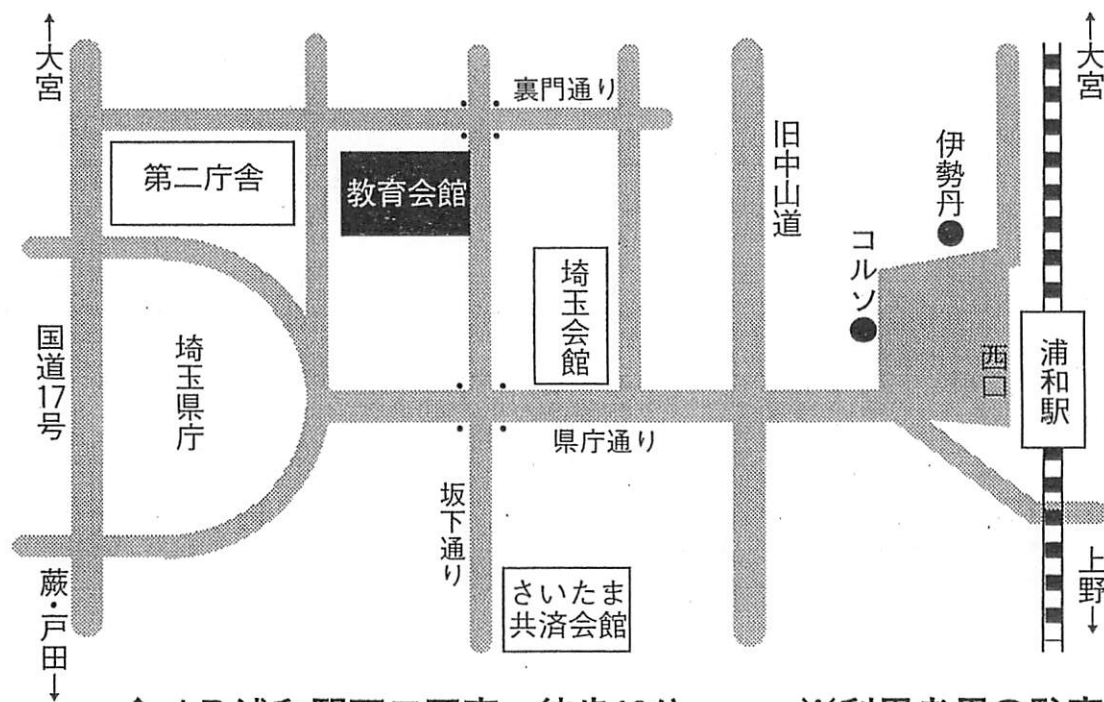
埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会事務局

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 高原、遠藤

電 話 048-863-6431 FAX 048-863-7833

埼玉教育会館

所在地 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-24
電話 048-832-2551 FAX 048-832-2401



- ◆ JR 浦和駅西口下車 徒歩10分
- ◆ バス 埼玉県庁下車 徒歩3分

※利用者用の駐車場はありません